

社会福祉法人大竹市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第8条第3項及び第13条並びに第28条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに各種委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給基準及び支給方法等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 各種委員会委員を除く役員等には、別表1及び別表2の報酬を支給する。

2 役員等の内、別表1及び市職員に該当する者は、別表2を適用しない。

(報酬の日割計算等)

第3条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 月の中途において就任又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算とする。

(費用弁償の支給)

第4条 役員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、本会旅費規程を準用する。なお、日当、宿泊料については、別表3のとおりとする。

3 前各項の規定に関わらず、福祉委員研修に出席した場合の費用弁償については、別表4のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬の支給の時期は、次の各号において定める時期とする。

(1) 常勤役員の報酬は、職員給与規程の例によるものとする。

(2) 非常勤役員等の報酬については、1月分をまとめて翌月末までに支払うものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給するものとし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

(当会職員給与との併給)

第6条 本会職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

2 前項の規定は、事務局長に関する規程第2条により採用された者には適用されない。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(施行細則)

第9条 この規程の施行について、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年6月24日から施行する。
- 2 役員等の報酬規程（平成29年6月23日施行）及び役員等の費用弁償に関する規程（平成11年4月1日施行）は、これを廃止する。

別表1（第2条第1項関係）

区 分	月 額
会長	50,000円
常務理事	20,000円

別表2（第2条第1項関係）

区 分	日 額	備 考
理事会、監事監査、評議員会、各種委員会への出席	2,000円	
上記の他、法人業務のための出勤	2,000円	

別表3（第4条第2項関係）

区 分	日 当	宿 泊 料
理事、監事、評議員	1,500円	14,800円
その他の役職	1,100円	12,000円

別表4

区 分	支給種別	金 額	備 考
福祉委員研修	—	実 費	交通費

※ 交通費の支給は、片道約1.5km以上の場合に限るものとする。